

公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団評議員会運用規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団定款（以下「定款」という。）

第27条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

(評議員会の種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するものとし、理事長がこれを招集する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には随時開催するものとし、理事長がこれを招集する。

4 前項の規定にかかわらず、理事長は評議員から評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して評議員会の召集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が評議員会を招集することができる。

(招集の手続)

第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下、「法人法」という。）第180条第2項（評議員による召集の請求）の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める召集の通知をしなければならない。

(召集の通知)

第5条 評議員会を招集するには、前条第2項の場合を除き、理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前二項の通知には、第2条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員会の決議事項)

第7条 評議員会は、法人法及び定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産変動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) 評議員会に提出・提供された資料を調査する者の選任
- (10) 評議員の請求により又は評議員により招集された評議員会においては、業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (11) 評議員会の延期又は続行
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの規則で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、前項第9号乃至第11号に掲げる事項については、この限りではない。

(議長)

第8条 評議員会の議長は、開催の都度、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第9条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開催に際し、出席者数を確認しなければならない。

(決議)

第10条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第11条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第12条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議題の付議の宣言)

第13条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第14条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明をさせることができる。この場合理事若しくは監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 評議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることにより財団その他の者の権利を侵害することとなる場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

- 3 法人法第180条（評議員による招集の請求）の規定により評議員から招集の請求があった場合、同法第184条（評議員提案権）の規定により提案があった場合、同法第185条（評議員提案権）の規定により議案の提出があった場合、又は第191条（評議員会に提出された資料等の調査）に係る議案の提出があった場合は、議長はその評議員に議題又は議案の説明を求めなければならない、また必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

（議題の審議）

第15条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

（採決）

第16条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採択することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。
- 3 議長は、議案原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採択することができる。
- 5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 6 議長は、採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

（採決結果の宣言）

第17条 議長は、採決が終了した場合には、その結果ならびにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

（議事録）

第18条 評議員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名するものとする。

(議事録の配布)

第 19 条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布し、若しくは電
磁的記録をもって議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

附 則

この規則は、令和元年 9 月 6 日から施行する。